

< 議事要旨 >

1 会議概要

(1) 開催日時

令和7年9月18日(木) 9時30分から12時00分まで

(2) 開催方法

対面開催

2 内容

(1) 第3回ワーキングの振り返り

ア 特定妊婦

【主な内容】

第3回 WG での意見を踏まえ修正を加えた、特定妊婦の連絡調整に係る事務局案(資料 P3) 及び共有ガイドラインの事務局案(資料 P4-5) を提示した。

【主な意見】

- ・ 「将来的に児相機能が必要だと児相が判断したケースについては、子家から児相への援助要請の手続を省略するため、子家へ「送致」とするとともに児相は当所判断受理し、子家と連携し必要な対応を行う」については、「再度受理し」というふうに入れていたほうがより分かりやすいと思う。
- ・ 当区では、特定妊婦については保健センターが進行管理を行い、保健センターが主担当として対応をしている。内部で仕組みを整理する必要も出てくるかもしれないため、持ち帰り当区の仕組み等と照らし合わせながら検討したい。
- ・ これまでは会議出席や社会的養護の必要性等で援助要請をしてきたため、全体でこのような仕組みが取られることは、そうした手続もなく適宜情報共有できるという部分で、よりいい仕組みだと感じる。
- ・ 「育児能力に課題があり支援者がいない場合」は、範囲が広過ぎる。もう少し具体的に分かりやすい言葉が追加されるとよい。
- ・ 「育てます」と言っている人でも、産後にふっといなくなってしまう人もいるし、特に第1子の場合はこれまで子どもを育てていないため、育児能力を測りようがない。「育児能力に課題」という言葉だけだと範囲が広い上、対象ケースを拾いきれない懸念がある。上記のようなケースも含め扱えるような表現だとよい。
- ・ 一時保護の司法審査の国のガイドラインの中で、将来虐待が起きるおそれがあるとい

うところに、妊婦健診の未受診、育児用品等の準備など、出産後の育児環境が十分に整っていないこと、育児に関する知識や育児への適切なサポート体制の不足等により、出産後の乳児の安全及び健全な発育を保証することができていない場合ということで、これがいわゆるネグレクトが起きるおそれがあるということで国が定義している。このあたりの趣旨を汲み取り記載するのはどうか。

イ 性的虐待対応

【主な内容】

第3回WGでの意見を踏まえ修正を加えた、性的虐待対応に係る事務局案（資料P6）を提示した。

【主な意見】

- ・ 調査の（※2）のところについて、この時点で子家センは必要な調査を行うが、調査を先行して児相への連絡が遅れることは避けたほうがよいので、調査と同時に児相への一報は入れたほうが良い。（区児相）

（2）東京ルール・ガイドラインのポイントについて

【主な内容】

都児相・子家センの円滑な連携に向けたポイントについて、東京ルール・共有ガイドラインから抜粋しまとめた冊子を作成予定であるため、抜粋すべきポイントの事務局案について提示（資料P8-14）の上、意見交換を行った。

【主な意見】

- ・ この資料自体は補助資料のような意味合いかと思うので、やはり東京ルール・共有ガイドライン本体をある程度読み込む必要は出てくると思う。経験の浅い方等がぱっと見て分かりやすいという点では意味があるかと思う。東京ルールの連絡調整を一覧にまとめた表は、文字量が多いと感じる。例えば使用頻度が極端に少ない項目については、例示から削ってもいいのではと思う。あくまで補助資料という意味合いなら、全て載せる必要はないのではないか。
- ・ 主担当機関を互いに十分確認しないまま、相手側が主担当で対応していると思っていた等の場合があり、齟齬が生じているのは死亡事例でも時々見受けられる話なので、抜粋ポイントを作るのであれば、主担当機関の確認という点は盛り込んだほうが良い。

（3）ルール等を効果的に周知し、理解・浸透を促進するための方法

【主な内容】

東京ルール・共有ガイドラインの改定に向けたスケジュール及び理解・浸透促進の取組に関する事務局案（資料P16-17）を提示した。

【主な意見】

特段意見無し

（４）検討部会への報告事項

【主な内容】

本年度のワーキングでの検討事項（（１）ケース移管の検討（２）東京ルールの運用状況の検証・見直し）をとりまとめた検討部会・検討会への報告資料の事務局案（資料P19-23）を提示した。

【主な意見】

特段意見無し